

学校教育法施行令の改正について(要綱案)

一. 専門職大学の前期・後期課程の設置等に係る文部科学大臣の認可及び届出
(第23条及び第23条の2関係)

1. 専門職大学が前期課程及び後期課程の設置及び変更を行う際は、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。
2. 専門職大学が前期課程及び後期課程を廃止する際は、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

二. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

(備考)

専門職大学及び専門職短期大学に係る認証評価について、

- ・ 教育研究等の総合的な状況に関する評価（機関別認証評価）については、現在の大学及び短期大学と同様に七年以内ごとに、
- ・ 教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する評価（分野別認証評価）については、現在の専門職大学院と同様に五年以内ごとに、

認証評価機関による認証評価を受けるものとし、認証評価の期間に係る規定（施行令第40条）は改正しないこととすること。